

介護保険制度改正への対応状況について

(1) 平成 27 年度の法改正による「新しい包括的支援事業」

ア 介護予防・日常生活支援総合事業

①介護予防・生活支援サービス事業

(要支援 1、2の方が利用する訪問介護、通所介護のサービスが、
保険給付から市町村事業へ移行)

②一般介護予防事業 (見直し)

～以下の 3 事業は、それぞれ協議組織の立ち上げ等、具体的取組を推進中～

イ 生活支援体制整備事業

ウ 在宅医療・介護連携推進事業

エ 認知症施策推進事業

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業について

ア 事業開始時期 平成 29 年 4 月

イ 事業の名称、ポイント

①介護予防・生活支援サービス事業

→「吹田市高齢者安心・自信サポート事業」

・現行サービスと同等の内容を基本にスタート

・要支援 1、2 の認定を受けてサービス利用中の方には、
担当の地域包括支援センターより個別に連絡し手続き案内

②一般介護予防事業

→「吹田市民はつらつ元気大作戦」

・内容や手法を見直し、より実効性の高い取組へ拡充・強化

ウ 周知状況

平成 28 年 9 月～10 月に説明会実施

事業者向け (2 回) 237 名参加

一般市民向け (6 回) 149 名参加

配布資料 別紙